

平成 25 年 1 月
自治行政局行政課

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令案について

1 制定趣旨

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成 24 年法律第 80 号）の施行に伴い、特別区の設置についての投票を実施する手続及び特別区の設置があった場合における特例を定めるもの。

2 政令案の概要

(1) 特別区を設置するための住民投票の手続に関する事項

特別区を設置するための住民投票の手続に関し、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の準用及び読替えを行うほか、投票の期日、投票権者の範囲、開票立会人等の選任方法、再投票の手続等について定める。

(2) 住民投票に際し公報を発行するための手続に関する事項

住民投票に際し関係市町村の議会の議員の意見を掲載した公報を発行するための手続に関し、意見掲載の申出手続のほか、意見の掲載方法、公報の配布方法、公報の発行を中止する場合等について定めるため、公職選挙法の準用及び読替えを行う。

(3) 特別区の設置の際の経過措置に関する事項

特別区の設置の際の経過措置として、特別区の区長が選挙されるまでの間の職務執行者の選任、打ち切り決算、暫定予算の調製及び執行、条例及び規則が制定されるまでの間の従来の条例及び規則の施行、暫定的な選挙管理委員及び教育委員の選任、選挙区を設ける場合の手続、財産処分、事務の承継等について定める。

3 施行日

大都市地域における特別区の設置に関する法律（第 4 条から第 6 条までの規定を除く。）の施行の日（平成 25 年 3 月 1 日）に施行を予定。

政令第 号

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令案

内閣は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第六項及び第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 特別区の設置についての投票（第一条―第十二条）

第二章 特別区の設置があつた場合における特例（第十三条―第二十五条）

附則

第一章 特別区の設置についての投票

（特別区設置協議会による特別区設置協定書の要旨の送付）

第一条 特別区設置協議会は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「法」という。）第五条第六項の規定により関係市町村の長に特別区設置協定書を送付する場合においては、当該特別区設置協定書の要旨を作成し、併せてこれを送付しなければならない。

(関係市町村の長による特別区設置協定書等の送付等)

第二条 関係市町村の長は、法第五条第六項の規定により特別区設置協定書の送付を受けた場合においては、前条の規定により送付を受けた要旨と併せて、これを当該関係市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

2 法第六条第三項の規定により通知を受けた選挙管理委員会は、前項の規定により送付を受けた特別区設置協定書の内容及び要旨を告示し、かつ、関係市町村の事務所その他適当な場所において、当該特別区設置協定書を公衆の閲覧に供し、及び投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、当該要旨を掲示しなければならない。

(特別区の設置についての投票の期日)

第三条 全ての関係市町村の法第七条第一項の規定による投票は、同項に規定する期間内の同一の期日に行わなければならない。

2 特別区設置協議会は、法第六条第二項の規定により全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から当該関係市町村及び関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けたときは、関係市町村

の数が一である場合を除き、直ちに基準日（同条第三項に規定する基準日をいう。次項及び第四項において同じ。）を関係道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 関係市町村の数が一である場合を除き、全ての関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から七日以内に、協議により第一項の投票の期日を定め、直ちに、関係道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

4 前項の場合において、関係道府県の選挙管理委員会は、基準日から七日以内に同項の規定による報告がなかったときは、速やかに、第一項の投票の期日を定め、全ての関係市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

5 法第七条第一項の規定による投票の期日は、少なくともその二十日前に告示しなければならない。
（特別区の設置についての投票の投票権等）

第四条 市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、法第七条第一項の規定による投票の投票権を有する。

2 法第七条第一項の規定による投票には、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に規定する選挙人名簿

を用いる。

（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）

第五条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第一百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項までの項（同条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二

号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十条後段、第八十六条から第八十六条まで、第八十八条、第十一章、第十二章、第二百二十九条から第三百四十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百十一条から第四百四十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第四百五十一条の二まで、第四百五十一条の五、第四百五十二条、第四百六十一条から第四百六十四条の五まで、第四百六十四条の七、第四百六十五条の二、第四百六十六条ただし書、第四百六十七条から第四百七十二条の二まで、第四百七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第四百七十六条から第四百七十八条の三まで、第四百七十九条第一項及び第三項、第四百七十九条の二から第四百九十七条まで、第四百九十七条の二第二項から第五項まで、第四百九十九条の二から第四百九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十四条、第二百十七条、第二百十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百

二十三条、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十四條（同法第二百一十一條第三項、第二百二十二條第三項及び第二百二十三條に関する部分に限る。）、第二百三十五條、第二百三十五條の二第一号（同法第二百一十一條の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四第二号、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第二号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條、第二百四十一條第一号、第二百四十二條、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百四十七條まで、第二百四十九條の二から第二百四十九條の五まで、第二百五十條（同法第二百四十八條及び第二百四十九條に関する部分を除く。）、第二百五十一條から第二百五十二條の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四條の二まで、第二百五十五條第四項及び第五項、第二百五十五條の二から第二百六十三條まで、第二百六十四條第二項から第四項まで、第二百六十六條から第二百六十八條まで、第二百六十九條後段、第二百六十九條の二、第二百七十條第一項ただし書、第二百七十一條から第二百七十一條の五まで並びに第二百七十五條の規定は、準用しない。

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第六条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条			
選挙に関する事務		衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について	
		大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第一項の規定による同法第二条第三項に規定する特別区の設置（以下「特別区の設置」という。）についての投票（以下「特別区の設置についての投票」という。）に関する事務	市町村

第十二条第三項	第六条第一項				
都道府県知事及び市町村長	選挙に関し	選挙違反	選挙に際しては	選挙が	ては中央選挙管理会が管理し、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員、都道府県の議会の議員又は都道府県知事の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙については市町村
特別区の設置についての投票	特別区の設置についての投票に関し	投票違反	特別区の設置についての投票に際しては	特別区の設置についての投票が	

	第四十六条第一項	第四十六条の二第二項				第四十六条の二第二
、選挙する	衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の	条例で	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄	第四十八条第一項
行う	特別区の設置についての投票における	賛否	特別区の設置についての投票における	選挙管理委員会が	特別区の設置に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは投票用紙の反対の記載欄	大都市地域における特別区の設置に関

公職の候補者の氏名のほか、他事を記	公職の候補者に対して○の記号	「公職の候補者の氏名」	第六十八条第一項第一号	公職の候補者一人に対して	院名簿登載者を含む。）一人の氏名	公職の候補者（公職の候補者たる参議	当該選挙の公職の候補者の氏名	する法律第七条第六項において準用する第四十八条第一項
賛否のほか、他事を記載したもの	賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも○の記号を	「賛否をともに」	同法第七条第六項において準用する第六十八条第一項第一号	の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に	が指示する賛否	賛否	賛否	

第四十八条第一項				
載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。	公職の候補者の氏名を自書しないもの	公職の候補者の何人	公職の候補者のいずれに対して○の記号	
	賛否を自書しないもの	賛否	賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して○の記号を記載したか	賛否

	簿届出政党等の名称及び略称	
第四十八条第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第五十二条	被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称	賛否
第六十二条第八項	第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は選挙の期日選挙の期日以後	開票立会人が特別区の設置についての投票の期日 当該期日以後
第六十八条第一項第四号	二人以上の公職の候補者の氏名を	賛否をともに

第七十六条					第六十八条第一項第六号及び第七号	公職の候補者の氏名	賛否
					第六十八条第一項第八号	公職の候補者の何人を記載したか	賛否
					第七十一条	当該選挙にかかる議員又は長の任期間	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間
					第六十二条		大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する第六十二条
	選挙会及び選挙分会	又は選挙の期日	選挙の期日以後	選挙の選挙権		選挙会	特別区の設置についての投票の期日
						特別区の設置についての投票の期日以後	特別区の設置についての投票の投票権

第八十条第一項

選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長を除く。）又は選挙分会長	選挙会又は選挙分会	各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものを
選挙長	選挙会	賛成又は反対の投票のそれぞれの総数

	第八十条第二項	第八十三条第二項
いう。第三項において同じ。）	各公職の候補者の得票総数	書類（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては第八十一条第一項の規定による報告に関する書類、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては同条第四項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類）
賛成又は反対の投票のそれぞれの総数	書類	市町村の選挙管理委員会

	第百三十五条、第百三十六条、第百三十六條の二第一項及び第百三十七條から第
訴状を却下する裁判が確定したこと若しくは当該訴訟が取り下げられたことにより当選が無効となつたとき又は第百五十一條の規定により当選が無効となつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）	選挙運動
	投票運動

百三十七条の三まで		第百三十八条第二項		選挙運動	投票運動
	特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称	特別区の設置についての賛否	第百三十八条の三	選挙に関し、公職に就くべき者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位）	特別区の設置についての投票に関し、特別区の設置についての賛否
			第百三十九条及び第	選挙運動	投票運動

百四十条	第百四十条の二第一	項				第百四十条の二第二	項	第百四十八条第一項	及び第百五十一条の	三	第百六十四条の六及び第百六十六条
	、選挙運動	場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合				選挙運動	選挙運動	選挙に	選挙の公正	選挙運動	
	、投票運動	場合				投票運動	投票運動	特別区の設置についての投票に	特別区の設置についての投票の公正	投票運動	

第百七十五条第一項

各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その

特別区の設置についての投票の当日、

				第百七十五条第二項	
他の選挙にあつては	公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。）	各選挙（当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。）につき、当該選挙の期日の公示又は	選挙の期日の前日	衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の揭示を、参議院（比例代	
において、特別区設置協定書を閲覧に供し、及びその要旨	特別区の設置についての投票の期日の		当該期日の前日	において、特別区設置協定書を閲覧に供し、及びその要旨	

	第百九十七条の二 第一項	
表選出）議員の選挙にあつては参議院 名簿届出政党等の名称及び略称並びに 参議院名簿登載者の氏名の揭示を、そ 他の選挙にあつては公職の候補者の 氏名及び党派別	衆議院（比例代表選出）議員の選挙以 外の選挙	選挙運動（衆議院小選挙区選出議員の 選挙において候補者届出政党が行うも の及び参議院比例代表選出議員の選挙 において参議院名簿届出政党等が行う ものを除く。以下この項及び次項にお いて同じ。）
	特別区の設置についての投票	投票運動

第二百六条第一項		第二百二条第一項						
選挙運動の	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙	その選挙	選挙人又は公職の候補者	当該選挙の	当該選挙に関する事務を管理する	地方公共団体の議会の議員又は長の選挙	当選
投票運動の	市町村の選挙管理委員会	特別区の設置についての投票	その特別区の設置についての投票	選挙人	当該特別区の設置についての投票の	市町村の	特別区の設置についての投票	特別区の設置についての投票における

		賛否の結果 選挙人 大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第五項前段の規定による公表の日 市町村の
第二百七条第二項	当該選挙に関する事務を管理する 地方公共団体の議会の議員及び長の当選	特別区の設置についての投票における賛否の結果
第二百九条第一項	当選	特別区の設置についての投票における賛否の結果
	その選挙	その特別区の設置についての投票
第二百十六条第一項	第三十六条、第三十九条	第三十四条から第三十六条まで、第三十九条、第四十条第六項

第二百十六條第二項						第三十三條、第三十六條					
第二百十九條第一項						第四十條第一項及び第二項					
						、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條及び第三十四條					
						選挙の効力					
						第二百七條若しくは第二百八條					
						選挙における当選					
						請求、第二十條第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一條の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争					
						請求					
						賛否の結果					
						特別区の設置についての投票における					
						第二百七條					
						特別区の設置についての投票の効力					
						及び第三十四條					
						第四十條第一項、第二項及び第六項					
						第三十三條から第三十六條まで					

	う数個の請求	
第二百二十一条第一	当選	賛成又は反対の投票
項第一号及び第二号	選挙運動者	投票運動者
第二百二十一条第一	選挙運動を	投票運動を
項第三号	選挙運動者	投票運動者
第二百二十一条第一	選挙運動者	投票運動者
項第五号		
第二百二十一条第二	選挙長若しくは選挙分会長	選挙長
項	選挙事務	特別区の設置についての投票の事務
	選挙に関し	特別区の設置についての投票に関し
第二百二十二条第一	公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者のため多数の	多数の
項第一号及び第二号	選挙運動者	投票運動者

第二百二十四条	前四条		大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する第二百二十一条から第二百二十三条まで		
第二百二十五条第一号	、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人		又は投票運動者		
第二百二十五条第三号	、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人		若しくは投票運動者		
第二百二十六条第一項	、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人 選挙に関し 選挙長若しくは選挙分会長		又は投票運動者 特別区の設置についての投票に関し 選挙長		

第二百二十六条第二項			第二百二十七条		
公職の候補者若しくは選挙運動者	選挙事務所	選挙の自由	選挙長若しくは選挙分会長	被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）	選挙長若しくは選挙分会長
投票運動者	投票運動のための事務所	特別区の設置についての投票の自由	選挙長	特別区の設置についての投票の事務	賛否

	第二百二十八条第一 項	第二百三十五条の五	第二百三十七条第四
議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称	被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）	当選	選挙長若しくは選挙分会長
	賛否	賛成又は反対の投票	選挙長

項	選挙事務	特別区の設置についての投票の事務
第二百三十七条の二 第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	賛否又は
第二百三十七条の二 第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第二百三十九条第一 項第一号	第二百二十九条、第三百三十七条 選挙運動	第三百三十七条 投票運動

第二百五十五条第三項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第二百六十四条第一項	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第二百六十九条	当該地方公共団体 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会 の議員及び長の選挙並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙	特別区の設置についての投票 市町村 指定都市における特別区の設置についての投票

（開票立会人等の選任）

第七条 法第七条第一項の規定による投票については、関係市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区の選挙管理委員会）は、各開票区における選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任し、開票管理者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、選挙立会人について準用する。この場合において、同項中「各開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者」と、「開票区ごとに三人」とあるのは「三人」と、「開票管理者」とあるのは「選挙長」と読み替えるものとする。

（公職選挙法施行令の準用）

第八条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（

市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条第一項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第四十九条の三、第四章の三、第五十条（第五項及び第七項を除く。）、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条（第六項及び第七項に係る部分を除く。）、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第四項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、同条第五項（同条第四項に関する部分を除く。）、第六十二条、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条

第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十条及び第八十一条（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項、第八十七条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二百二十五条の四、第三百二十九条第一項、第三百三十一条（第一項後段を除く。）、第四百四十一条の二第一項、第四百四十一条の三、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第二項、第四百四十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第四百四十二条の三、第四百四十五条並びに別表第一の規定は、法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二條の二

その抄本を用いて選挙された衆議院議

大都市地域における特別区の設置に関

	第四十一条第四項	第四十五条
員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若し
する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第一項の規定による同法第二条第三項に規定する特別区の設置についての投票（以下「特別区の設置についての投票」という。）の結果が確定するまでの間	賛否又は	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間

第五十六條第一項			くは長の任期間
選挙の期日の公示又は 選挙の期日の前日 当該選挙の公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六條の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六條の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次項及び第四			
賛否			特別区の設置についての投票の期日の
			当該期日の前日

	第五十六条第二項	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	賛否
	第五十六条第四項	公職の候補者一人の氏名	賛否
	第五十六条第五項	公職の候補者の氏名（衆議院比例代表 選出議員の選挙にあつては衆議院名簿 届出政党等の法第八十六条の二第一項 の規定による届出に係る名称又は略称 、参議院比例代表選出議員の選挙にあ つては公職の候補者たる参議院名簿登 載者の氏名又は参議院名簿届出政党等 の法第八十六条の三第一項の規定によ る届出に係る名称若しくは略称）	賛否
第五十九条の五	選挙の期日の公示又は		特別区の設置についての投票の期日の

第六十八条	第五十九条の五の二	
市町村又は都道府県	公職の候補者一人の氏名	当該選挙の公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次条において同じ。）
市町村	賛否	賛否

	第六十六条若しくは前条第一項若しくは第三項	前条第一項
第七十条の二第一項	法第六十二条第二項若しくは第四項の規定により開票立会人が定まつた場合又は同条第八項	大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する法第六十二条第八項又は大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第七条第一項
	並びに公職の候補者の届出に係る者については当該公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者の属する政党その他の政治団体の名称、候補者届出政党の届出に係る者については当該候補者届出政党の名称、衆議院名簿届出政党等	並びに

	第七十二条
の届出に係る者については当該衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該参議院名簿届出政党等の名称及び略称、市町村の選挙管理委員会の選任に係る者については	同一の公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、同一の衆議院名簿届出政党等又は同一の参議院名簿届出政党等の得票数（参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日にお
	賛成又は反対のそれぞれの投票数

	第七十三条	第七十七条第一項
いて公職の候補者たる者に限る。）の 得票数を含むものをいう。）	各公職の候補者（公職の候補者たる参 議院名簿登載者を含む。）、各衆議院 名簿届出政党等又は各参議院名簿届出 政党等の得票数（各参議院名簿届出政 党等の得票数にあつては、当該参議院 名簿届出政党等に係る各参議院名簿登 載者（当該選挙の期日において公職の 候補者たる者に限る。）の得票数を含 むものをいう。）	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議 員又は地方公共団体の議会の議員若し
賛成又は反対のそれぞれの投票数		特別区の設置についての投票の結果が 確定するまでの間

	くは長の任期間	
	第八十四条	選挙長又は選挙分会長
選挙長	法第八十条又は第八十一条第二項若しくは第三項（同条第二項及び第三項の規定を同条第四項において準用する場合を含む。）	大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する法第八十条
各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公	賛成又は反対のそれぞれの投票総数	

	職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。）		選挙会場	
第八十六条第一項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）		市町村の選挙管理委員会	
	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間		特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間	
第二百二十九条第一項 各号	選挙運動		投票運動	
第三百三十一条第一項	選挙の一部が無効となつたことにより		一部の区域について大都市地域におけ	

	法第九十九条又は第一百十条の規定により 再選挙が行われるべき		る特別区の設置に関する法律第七条第 六項において準用する法第五十七条の 規定による投票が行われる	
第三百三十一條第二項	再選挙 選挙人名簿又は第二十三条の十六にお いて準用する第十九条第一項若しくは 第二項の規定による移送若しくは引継 ぎを受けた在外選挙人名簿	投票 選挙人名簿		
第三百三十一條第三項	再選挙 その中の関係部分	投票 関係部分		
第四百四十五條	選挙人名簿、在外選挙人名簿、投票録	投票録、開票録、選挙録		

(再投票)

第九条 法第七条第一項の規定による投票が同条第六項において準用する公職選挙法第二百二条、第二百三条、第二百六条又は第二百七条の規定による異議の申出、審査の申立て又は訴訟の結果その全部又は一部が無効となった場合においては、関係市町村の選挙管理委員会は、当該異議の申出若しくは審査の申立てに対する決定若しくは裁決が確定した日又は当該訴訟につき同法第二百二十条第一項後段の規定による通知を受けた日から四十日以内に再投票に付さなければならない。

2 前項の再投票の期日は、少なくともその二十日前に告示しなければならない。

3 第一項の再投票については、前項に定めるもののほか、法第七条第六項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定及び第四条から前条までの規定並びに公職選挙法第七十二条、第八十条第三項及び第二百七十一条の二並びに公職選挙法施行令第三百三十条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第三百十一条第一項前段、同条第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項並びに第三百三十二条の十（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）の規定

定を準用する。この場合において、同法第八十条第三項中「選挙長又は選挙分会長」とあるのは「選挙長」と、「各公職の候補者、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数」とあるのは「賛成又は反対のそれぞれの投票総数」と読み替えるものとする。

（特別区設置協定書についての議会の承認があつた旨の通知）

第十条 関係道府県の知事は、当該関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認し、かつ、全ての関係市町村の長から法第六条第二項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

（関係市町村の議会の議員の意見を掲載した公報の発行手続等）

第十一条 公職選挙法第百六十八条第一項、第百六十九条第二項、第五項及び第六項、第百七十条第一項本文及び第二項、第百七十一条、第百七十二条並びに第二百六十四条第三項の規定は、法第七条第三項の規定により配布する公報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百六十八条第一項

衆議院（小選挙区選出）議員、参議院

大都市地域における特別区の設置に関

(選挙区選出) 議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等	する法律(平成二十四年法律第八十号) 第七条第三項の規定により市町村の議会の議員が同項の規定により配布する公報(以下単に「公報」という。)に意見
その掲載文(衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、併せて写真を添付するものとする。)	その掲載文
当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日)	大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第三条第五項の規定による告示(同令第九条第一項の規定による再投票(投票の一部無効による再

第百六十九条第二項							
投票を除く。）にあつては、同条第二項の規定による告示）があつた日から二日間	市町村の	申出をしなければ	市町村	申出	掲載文	公報	衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の
選挙に関する事務を管理する	申請しなければ	都道府県	申請又は前項の掲載文の写しの送付	掲載文又はその写し	選挙公報	衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の	二人以上の当該市町村の議会の議員が共同で表明する意見については、当該意見を共同で表明する議員

	選挙にあつては参議院名簿登載者	
第百六十九条第五項	総務省令で 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員若しくは都道府県知事の選挙について一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合、衆議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二以上の衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について一	当該市町村の選挙管理委員会が一の用紙に二以上の意見

第百七十条第一項			第百六十九条第六項			
市町村の選挙管理委員会が			院名簿届出政党等の代表者若しくは た衆議院名簿届出政党等若しくは参議 同条第二項若しくは第三項の申請をし 公職の候補者若しくはその代理人又は 前条第一項の申請		の用紙に二以上の参議院名簿届出政党 等の名称及び略称、政見、参議院名簿 登載者の氏名、経歴及び写真等 、都道府県	
都道府県 市町村の選挙管理委員会が			選挙公報 都道府県		、市町村	
当該市町村の選挙管理委員会（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指			市町村の議会の議員又は 前条第一項の申出		市町村	
公報 市町村			市町村			

第百七十条第二項				
あるときは、あらかじめ、都道府県の	選挙公報	選挙の	当該選挙	
あるときは	公報	投票の	大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第一項の投票（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第九条第一項の規定による再投票（投票の一部無効による再投票を除く。）を行う場合にあつては、当該再投票）	定都市にあつては、当該指定都市の区の選挙管理委員会。次項において同じ。 。）が

	第七十二条	
選挙管理委員会に届け出て	選挙公報 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）	第二百六十四条第三項 第四百十一条第八項の規定による選挙運動用自動車の使用に要する費用、第四百十二条第十一項の規定によるビラの作成に要する費用、第四百十三条第十五項の規定によるポスターの作成に要する費用、第四百十四条の二第八項及び第四百十四条の四の規定による掲
	公報 市町村の選挙管理委員会	公報

示場の設置に要する費用並びに第百七十二条の二の規定による選挙公報		
当該地方公共団体		市町村

（特別区を包括する道府県における特別区の設置についての投票への準用）

第十二条 前各条（第三条第一項から第四項までを除く。）の規定は、法第十三条第一項において準用する法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、第一条中「関係市町村」とあるのは「特定市町村（法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）」と、第二条中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第六条の表中「第七条第一項の規定による同法第二条第三項に規定する特別区の設置（以下「特別区の設置」という。）についての投票」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第一項の規定による投票」と、「第七条第六項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第六項」と、「第七条第五項前段」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第五項前段」と、第七条中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第八条の表中「第七条第一項の規定による同法第二条第三項に規定する特

別区の設置についての投票」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第一項の規定による投票」と、「第七条第六項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第六項」と、「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第七条第一項」とあるのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第十二条において準用する同令第七条第一項」と、第九条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十条中「関係道府県の知事」とあるのは「特定道府県（法第十条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県をいう。）の知事」と、「当該関係道府県」とあるのは「当該特定道府県」と、「全ての関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、前条の表中「第七条第三項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第三項」と、「第三条第五項」とあるのは「第十二条において準用する同令第三条第五項」と、「第九条第一項」とあるのは「第十二条において準用する同令第九条第一項」と、「第七条第一項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第一項」と読み替えるものとする。

第二章 特別区の設置があつた場合における特例

（職務執行者の選任）

第十三条 法第二条第三項に規定する特別区の設置（第二十五条を除き、以下「特別区の設置」という。）があつた場合においては、従来当該特別区の地域の属していた関係市町村（以下「旧所属市町村」という。）の長（地方自治法第一百五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定によりその職務を代理し又は行う者を含む。第二十条第一項において同じ。）であつた者が、当該特別区の区長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において旧所属市町村が二以上あるときは、当該旧所属市町村の長であつた者のうちからその協議により定めた者が当該特別区の区長の職務を行う。

3 前項の場合において協議が調わないときは、関係道府県の知事は、同項に掲げる者のうちから当該特別区の区長の職務を行うべき者を定めなければならない。

（暫定予算の調製等）

第十四条 特別区の設置があつた場合においては、前条の規定により当該特別区の区長の職務を行う者（以下「職務執行者」という。）は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、執行するものとする。

(条例等に関する暫定措置)

第十五条 特別区の設置があつた場合においては、職務執行者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該特別区の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

(選挙管理委員の選任)

第十六条 特別区の設置があつた場合においては、当該特別区選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、旧所属市町村の選挙管理委員であつた者をもって充てるものとする。

2 前項の場合において旧所属市町村が二以上あるときは、当該旧所属市町村の選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもってこれに充てるものとする。

3 前二項の場合において、旧所属市町村の選挙管理委員であつた者の数が当該特別区選挙管理委員の定数に満たないときは、職務執行者において、旧所属市町村の選挙管理委員の補充員であつた者（これらの者が不在ときは、当該特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者）のうちから選任した者をもってその不足する数の選挙管理委員に充てるものとする。

4 第二項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、職務執行者において、あらかじめ関係人に通知しなければならない。

（特別区の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例）

第十七条 特別区設置協議会は、特別区設置協定書に、法第五条第一項第八号に掲げる事項として、特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

2 関係市町村は、前項の規定により特別区設置協定書に特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数が定められた場合において、法第九条第二項の規定による告示があつたときは、直ちにこれらを告示しなければならない。

3 前項の規定により告示された特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数は、当該特別区の条例により設けられ、及び定められたものとみなす。

（財産処分）

第十八条 特別区の設置があつた場合において必要となる関係市町村及び関係道府県の財産処分については、特別区設置協定書の定めるところによる。

(事務の承継)

第十九条 特別区の設置があつた場合においては、従来その地域において旧所属市町村が処理していた事務は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区又はこれを包括する道府県が承継し、従来その地域において関係道府県が処理していた事務の一部は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区が承継する。

(決算の処理)

第二十条 前条の場合において、旧所属市町村の収支は、その廃止の日をもって打ち切り、当該旧所属市町村の長であつた者が決算する。

2 前項の規定による決算は、前条の規定により事務を承継した特別区の区長又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事において監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならぬ。

3 前項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第二十一条 特別区の設置があつた場合において、旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事は、当該特別区の設置の日から二十日以内に、その担任する事務を、第十九条の規定により当該事務を承継した特別区の区長若しくは職務執行者又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情によりその担任する事務を特別区の区長若しくは職務執行者又は当該特別区を包括する道府県の知事に引き継ぐことができないときは、これを地方自治法第百五十二条の規定により当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事の職務を代理すべき職員（以下この項において「職務を代理すべき職員」という。）に引き継がなければならない。この場合においては、当該事務を引き継いだ職務を代理すべき職員は、当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事に当該事務を引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事に引き継がなければならない。

3 前二項の規定により旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事の担任する事務の引継ぎを受け

た職務執行者は、当該特別区の区長が選挙されたときは、直ちにこれを当該特別区の区長に引き継がなければならない。

第二十二条 前条第一項及び第二項の規定による事務の引継ぎの場合においては、旧所属市町村の長であった者又は関係道府県の知事は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

2 前項の規定により調製すべき書類、帳簿及び財産の目録は、現に調製してある目録又は台帳により引継ぎをする時の現況を確認することができる場合においては、その目録又は台帳をもって代えることができる。

（特別区が新たに設置された場合の人口の告示）

第二十三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項（第二号を除く。）及び第百七十七条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、特別区の設置があつた場合について準用する。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の特例）

第二十四条 特別区の設置があつた場合における地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第十八条第一項及び第二十二條第一項の規定の適用については、同令第十八条第一項中「地方自治法施行令第一条の二」とあるのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令 号）第十三条」と、同令第二十二條第一項中「市町村に係るものを、二十日以内に当該市町村の教育委員会に」とあるのは「特別区に係るものについては当該特別区の教育委員会に、当該特別区を包括する道府県に係るものについては当該道府県の教育委員会に、二十日以内に」とする。

（特別区を包括する道府県における特別区の設置への準用）

第二十五条 第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条から前条までの規定は、法第十三条の規定による特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による特別区の設置について準用する。この場合において、第十三条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村（法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規

定する特定市町村をいう。以下同じ。）」と、第十七条第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八条中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県（法第十三条第一項において読み替えて準用する同法第四条第一項に規定する特定道府県をいう。以下同じ。）」と、第十九条、第二十一条第一項及び第三項並びに第二十二条第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と読み替えるものとする。

附 則

この政令は、法（第四条から第六条までの規定を除く。）の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。